

神崎市告示第31号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和8年7月18日から2週間、神崎市建設部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年7月18日

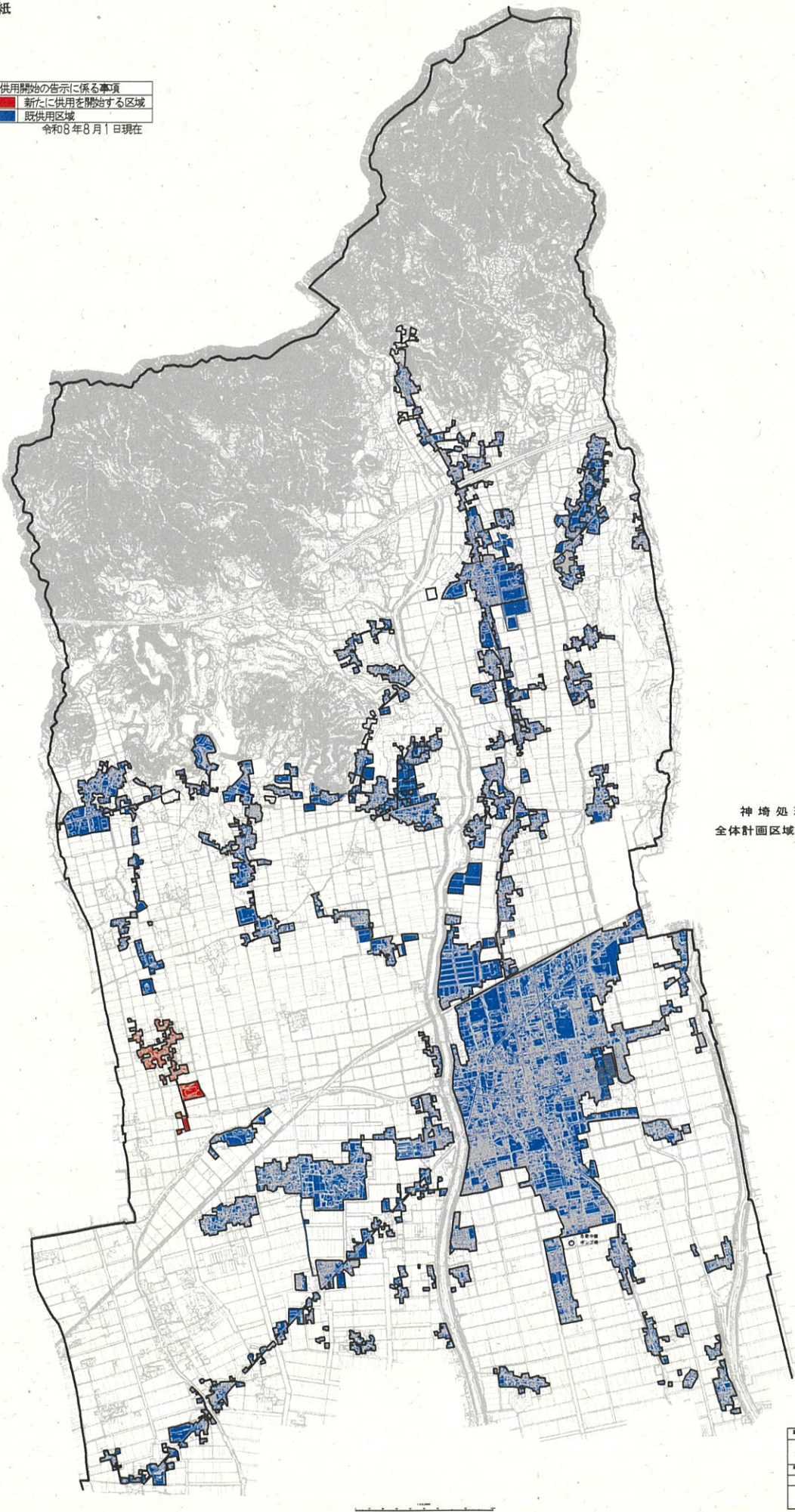
公共下水道管理者

神崎市長 實松 尊徳

記

- 1 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和8年8月1日
- 2 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
神崎市神崎町尾崎字馬場下、利田、須原、横小路、金屋 地内
各字の一部
- 3 新たに供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 4 下水を処理する施設の位置及び名称
神崎市神崎町永歌字大一本松806番1
神崎浄化センター
- 5 新たに供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

供用開始の告示に係る事項
 新たに供用を開始する区域
 既供用区域
 令和8年8月1日現在



神埼処理区
 全体計画区域 約496ha

記号	名称
1	神埼市上下水道事業 事業計画
1	下水道計画（概算図面）（参考）
縮尺	1/10,000
作成日	
作成者	